

資料－35 被災建築物応急危険度判定マニュアル

1 地震発生時の情報収集（被害状況の把握） 地域防災計画による地震被害収集計画を活用する。

【市税課担当者】 市税課長の指示を受け、以下の事項を実施する。

(1) 被害状況を把握するための情報収集（情報源）

- ① 防災ワークステーションによる被害予測を受け取る。
- ② 兵庫県及び周辺市町との情報交換を行う。
- ③ 消防署、兵庫県警等から情報を集める。
- ④ テレビ、ラジオ等が報道する情報を集める。
- ⑤ 職員の出勤途上の情報を集める。
- ⑥ 被災地周辺の地元判定士からの情報を集める。

(2) 災害対策本部の情報等を参考にしながら、応急危険度判定実施判断に必要な情報を分析する。

2 判定実施要否の判断

【市税課長】

(1) たつの市災害対策本部が設置された場合は、判定実施要否の判断に必要な情報を収集する。

(2) **災害対策本部長**（市長）に判定実施要否を具申する。

3 判定実施の宣言

【市税課長】

(1) 災害対策本部長の判定実施要否の判断を受ける。

(2) 災害対策本部長が判定実施を判断した場合

- ① 判定実施決定を兵庫県建築指導課長（078-362-3607）に連絡する。
- ② 判定実施決定を建築士会龍野支部長（0790-62-0501）に連絡する。
- ③ 災害対策本部を通じマスコミに判定実施決定を公表（宣言）する。

4 実施本部の設置（判定拠点要否の検討）

【市税課長】（災害対策本部長は総務部市税課長を**実施本部長**に任命）

(1) 市税課内に実施本部を設置する。

(2) **実施本部員**（市税課職員）を指名し、以下の事項に当たらせる。

【実施本部員（判定専従者）】 実施本部長の指示により、以下の事項を行う。

- ① 応急危険度判定専従者及び補助者を指名する。
- ② 実施本部連絡手段を確保する。

電話（受信用）：0791-64-3131 担当者、記録簿
電話（発信用）：0791-64-3131 担当者、記録簿
電話（携帯用）：番号 担当者、記録簿
FAX : 0791-63-2594 記録簿

③ 判定拠点要否を検討する。 以下の場合には判定拠点を設置する。

- 1 判定実施予想区域が広範囲にわたる場合
- 2 実施本部への交通路の確保が困難な場合
- 3 必要判定士数が多数と予測される場合

- ④ 実施本部、判定拠点に関する以下の事項を支援本部（県建築指導課）へ連絡する。
 - 1 実施本部、判定拠点の設置場所
 - 2 実施本部、判定拠点の連絡手段
 - 3 担当者氏名

5 判定実施区域等の検討（区域、優先順位等）

【実施本部員】 被害情報を基に以下の事項を検討する。

- ① 判定実施区域
- ② 区域内の判定実施対象建築物の推測（防災ワークステーションの被害想定を活用）
- ③ オペレーション・タイプの選定（基本は全数、外観調査：オペレーションタイプ²）
- ④ 判定実施優先順位の検討（重要建物（避難所、病院等）は、別途調査する。）

6 判定実施区域の決定

【実施本部長】 実施本部員の検討を受け、判定実施区域等を決定する。

<留意点>

- ① 必要判定士数
- ② 当面の投入可能判定士数・不足判定士数
- ③ 応援判定士数
- ④ オペレーション・タイプの変更の要否
- ⑤ 判定実施区域の変更要否
- ⑥ 判定対象建築物の用途、規模等の変更の要否
- ⑦ 被災地の状況（判定実施不適区域の把握）
- ⑧ 判定活動の被災者への影響
- ⑨ 優先順位設定の要否

7 判定実施計画の策定

【実施本部長】 判定実施計画書を、実施本部員に指示し策定する。

<判定実施計画書の内容>

- ① オペレーション・タイプ
- ② 判定実施区域、優先順位
- ③ 対象建築物の用途、規模
- ④ 判定実施期間（目標10日間）
- ⑤ 必要判定士数
- ⑥ 応援判定士数
- ⑦ 判定コーディネーター数
- ⑧ 判定資機材

8 判定実施区域の公表

【実施本部長】 以下の事項を、マスコミ等を通じ被災者に周知する。

- ① 判定開始日時
- ② 判定実施予定期間
- ③ 判定実施予定区域
- ④ 判定相談窓口（市税課）
- ⑤ 判定実施の目的、判定の概要等

9 県への支援要請

【実施本部長】 以下の事項を、県（建築指導課長）に連絡し、支援要請を行う。

- ① 判定実施計画
- ② 支援要請内容
 - 1 必要判定士数
 - 2 必要判定コーディネーター数
 - 3 必要判定資機材
 - 4 参集場所、時間
 - 5 判定実施予定期間

10 地元判定士等への参集・連絡・調整

【実施本部長】 建築士会龍野支部長に、地元判定士等への参集連絡を依頼する。

<連絡事項>

- ① 参集場所
- ② 参集時間
- ③ 判定業務従事予定期間（1判定士は実働2日間を基本とする。）
- ④ 必要判定士数

11 判定士等の参集状況

【実施本部長】 建築士会龍野支部長からの連絡を受け、以下の事項を整理する。

- ① 地元判定士、判定コーディネーターの参集可能数
- ② 判定実施期間中の地元判定士等の実施本部、判定拠点ごとの配分
- ③ 参集状況の県への連絡

12 判定資機材の準備

【実施本部長】 実施本部長と協議し、判定資機材の準備をする。

13 判定コーディネーターの配置、業務

【実施本部長】 判定コーディネーターの配置

<実施本部>

- ① 行政職員判定コーディネーター
- ② 民間判定コーディネーター

<判定コーディネーターの業務：実施本部>

- ① 判定士の受け入れ準備
- ② 判定実施区域判定拠点ごとの配分、判定拠点へ連絡
- ③ 判定資機材の手配、判定拠点への輸送確保

<判定拠点>

- ① 行政職員判定コーディネーター
- ② 民間判定コーディネーター

<判定コーディネーターの業務：判定拠点>

- ① 判定士の受け入れ準備（受付、名簿等）
- ② 判定実施区域の配分（班、チーム）
- ③ 判定士への配布資料（説明資料）の準備
- ④ 判定士への配布資機材の準備

14 判定士の輸送、宿泊所の手配

【判定コーディネーター】 以下の事項を行う。

＜判定士の輸送＞ : 事前に準備した資料を利用する。

- ① 判定拠点から調査区域までの移動方法の検討
- ② 輸送車両（バス、トラック、乗用車等）、自転車等の手配
利用可能な公共輸送機関の調査、放置自転車の活用
- ③ 輸送計画の策定

＜判定士の宿泊所＞ : 事前に対象となる宿泊所を調査しておく。

- ① 宿泊所確保可能不可能の検討
- ② 可能な場合：確保（確保可能を支援本部に連絡）
- ③ 不可能な場合：確保不可能を支援本部に連絡

15 判定士の受付、名簿作成

【判定コーディネーター】

＜地元判定士等＞

- ① 民間、行政職員別に判定士、判定コーディネーター別に名簿を作成
- ② 民間判定士、判定コーディネーター名簿を支援本部に送付

＜応援判定士等＞

- ① 応援判定士の代表者から名簿を受け取る。
- ② 受領した名簿を基に応援判定士の確認を行う。
- ③ 確認内容を支援本部に連絡する。

16 判定チーム、班の編成

【判定コーディネーター】

＜チームの編成＞ 以下の事項に留意し編成する。

- ① 判定士の健康状態（問題のある判定士は現地に派遣しない。）
- ② 2人1組として編成する。
- ③ 原則的に、地元判定士と派遣判定士をペアにする。
- ④ 判定経験者を適当に組み込む。

＜班の編成＞ 以下の事項に留意し編成する。

- ① 経験者あるいは地元判定士から**班長、副班長**を選任する。
- ② 原則的に地元判定士から班長、副班長を選任する。
- ③ 移動所要時間を考慮し、班の編成チーム数を決める。

17 判定士へのガイダンス

【判定コーディネーター】

判定コーディネーターは判定士へのガイダンスに先立ち以下の資料を作成する。

- ① 判定実施区域を班ごとに配分
- ② チームごとに配分
- ③ 判定資機材の準備
- ④ 判定区域に住宅地図
- ⑤ 判定区域全体図
- ⑥ 被災地情報（避難所の位置、火災発生地区、被災者への情報等）

＜判定士へのガイダンス＞ 判定士の班長、副班長を集め以下の説明を行う。

- ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）

- ② 気象情報 (気温、風速、降雨等)
- ③ 余震情報 (余震の震度、頻度、区域等)
- ④ 判定方法 (オペレーション・タイプ、判定調査票等)
- ⑤ 被災地情報 (避難所の位置、被災者への情報等)
- ⑥ 出発時間、現地への移動手段、現地における集合時間、集合場所

18 判定業務の開始

【判定コーディネーター】 判定地区への移動、判定業務の開始を指示する。

判定コーディネーターは判定実施中以下のために待機する。

- ① 判定士からの連絡待機
- ② 現地からの情報収集
- ③ 緊急事態への対応のための待機
- ④ 実施本部、判定拠点へ期間判定士の受け入れ

19 判定結果の取りまとめ、報告及びその活用

【班長、副班長】 協力し、以下の事項を行う。

- ① 判定士からの判定結果を受け取り、集計する。
- ② 特に注意を必要とする被災建築物の有無 (その概要)
- ③ 判定士の健康状態

【判定コーディネーター】 班長から以下の事項を確認し、集計する。

- ① 上記①②③
- ② 上記②について、本部長と協議、必要な措置を執る。

20 判定を受けた建物等の所有者への対応

【判定コーディネーター】

- ① 判定結果への問い合わせへの対応
- ② 被災度区分判定実施の指導

21 実施本部業務の終了

【実施本部長】 以下の条件が整ったときに実施本部の業務を終了する。

- ① 判定業務の終了
- ② 判定結果の終了
- ③ 資料整理の終了
- ④ 判定結果の災害対策本部長への報告完了

22 実施本部業務終了の連絡

【実施本部長】

実施本部業務終了を兵庫県建築指導課長 (078-362-3607) に連絡する。